

三 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

改正案	現行
（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第十六条 法第九條の八第七項第四号及び第九條の九第六項第五号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十條の二の規定の適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六條において同じ。）を信託業法第五十條の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一條第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十條の二第十二項の規定により適用する同法第三十四條第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十條の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。 （表略） 2 法第九條の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九條の九第六項の規定により行われる同項第六号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条本文、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四條第一項第十一号そ	（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第十六条 法第九條の八第八項第二号及び第九條の九第六項第四号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十條の二の規定の適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六條において同じ。）を信託業法第五十條の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一條第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十條の二第十二項の規定により適用する同法第三十四條第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十條の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。 （表略） 2 法第九條の八第九項に規定する事業及び法第九條の九第六項の規定により行われる同項第五号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条本文、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四條第一項第十一号その他の法令の規定

3
(略)

他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3
(略)

で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。